

## 戦争法案 政府・与党混乱、論理破たん

5月31日のNHK日曜討論では与野党間の討論が行われました。その状況は別掲の31日昼のNHKニュースで報道（別項）されていますが、自民党岩屋議員が自衛隊員のリスクが高まることを認めるなど、安倍首相の説明などとの食い違いが明らかになるなど混乱・破たんを示しています。

### 【NHK ホームページから】

安全保障関連法案巡りと野党が議論 NHK 5月31日 11時57分

NHKの「日曜討論」で、安全保障関連法案に基づく集団的自衛権の行使について、自民党は、想定されるのは日本周辺で他国の領域ではほとんどありえないとしたのに対し、民主党は、政府の基準はあいまいで、自衛隊の出勤に歯止めがかからなくなる懸念があるという考えを示しました。

この中で、自民党の岩屋安全保障法制整備推進本部長代理は「今回の平和安全法制は『危機管理法制』であり、法律の隙間を切れ目なく埋めることが目的だ。集団的自衛権を行使する地域は限定していないが、今のところ想定されるのは日本周辺だ。中東のホルムズ海峡は、いちばん狭いところは公海がなく、領海に入らざるをえないが、それ以外に他国の領域で集団的自衛権を行使することはほとんどありえない」と述べました。

公明党の遠山外交安全保障調査会事務局長は「現実の国際情勢などを考えると、中東のホルムズ海峡で機雷がまかれたことが、集団的自衛権の行使が可能になる存立危機事態につながる可能性は低い。集団的自衛権の行使を認めても、専守防衛を変えることはなく、単なる経済危機では存立危機事態にはならない」と述べました。

民主党の大串ネクスト防衛副大臣は「新3要件を満たせば、他国の領域でも集団的自衛権を行使するのか、それとも例外的に認められるのかがはっきりしない。後者ならば、例外の基準を明らかにしないと、どこまで広がっていくのか国民の心配は尽きない。ホルムズ海峡以外に考えていないのならば、『例外はここまでだ』と言っていたかなければならない」と述べました。

維新の党の丸山安全保障調査会事務局長は「ホルムズ海峡での集団的自衛権の行使を安倍総理大臣は経済的な危機に陥ればやむをえないと主張しているが、マラッカ海峡も原油の依存度でいえばホルムズ海峡よりも高い。国民に非常に分かりにくい状態になっており、しっかり説明する必要がある」と述べました。

共産党の赤嶺安全保障部会長は「集団的自衛権の行使は、日本がどこからも攻撃されていないのに海外の戦争に参加して武力を行使するもので、歴代政府が憲法違反と言ってきた問題だ。憲法の平和主義の原点に立って問題を考えていくべきだ」と述べました。

次世代の党の浜田外交防衛調査会長は「平和を創造するためには集団的自衛権の行使は欠かせない。今、世界の環境は大きく変化しており、周辺のことだけ考えて日本の安全や繁栄を守ることはできず、存立危機事態を柔軟に捉えなければならない」と述べました。

社民党の照屋外交防衛部会長は「憲法の3大原則である平和主義や9条の規定に照らせば、集団的自衛権の行使は認められない。政権の恣意的（しいてき）な判断によって、集団的自衛権行使の範囲が際限なく拡大する、大変危険な法案だ」と述べました。

生活の党と山本太郎となかまたちの主濱副代表は「日本の平和と安全に直接関係のない国や地域の紛争に対して自衛権の行使はしないと憲法は宣言している。集団的自衛権の行使は到底、容認できるものではない」と述べました。

日本を元気にする会の山田政策調査会長は「非軍事のブランドが日本の平和を維持してきたことが問われている。専守防衛や個別的自衛権からはみ出すのかといった議論をしなければならない」と述べました。

新党改革の荒井代表は「最終的な政策判断を、政府だけで決めるのではなく、国会が事前にチェックすることが非常に重要だ。『原則』ではなく『例外のない』国会の事前承認を行うべきだ」と述べました。

一方、自民党の岩屋氏は、自衛隊による外国軍隊への後方支援で、自衛隊員のリスクが高まるかどうかに関連して、「自衛隊の活動範囲や内容は拡充されるので、リスクが高まる可能性があるのは事実だ。それを極小化するために、どのような手だてがなされているかを今後の審議で議論したい」と述べました。

## オール埼玉総行動に 1 万 4000 人！！

5 月 31 日、さいたま市北浦和公園で開催された「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求めるオール埼玉総行動」には 1 万 4000 人を超える市民が全県から参加しました。集会後デモをおこないました。（別掲）総行動を報道した 6 月 1 日付東京新聞、しんぶん赤旗）

## アメリカいなるの戦争への参加、自衛隊 ・ 国民を戦争に巻き込む 追及にごまかし、不一致露呈 傍聴でよくわかる！！

「事態」の定義をめぐり論戦、答弁あいまい

5 月 28 日、2 日目の特別委員会は集団的自衛権を行使する判断基準となる「存立危機事態」、「武力攻撃切迫事態」、「重要影響事態」など、「事態」についての議論があり、民主党などの質問に対して、政府の答弁があいまいでしばし質疑が紛糾しました。安倍政権が集団的自衛権の行使を認め、自衛隊の海外派兵の拡大を憲法解釈の変更で、しかも時の政府によってなんとでも判断できるようにしたことが「事態」のオンパレードとなっています。しかしことは日本が戦争にかかわるかどうかを決めるものだけに重大な問題です。

他国領域での武力行使 首相 新三要件合致で認める

また民主党の辻本清美議員が「武力行使の新 3 要件に合致すれば、他国の領土、領空、領海での武力行使もありうるのか」と質問したことに対して、安倍首相は「純粋法理論上はそうなる」と答弁。安倍首相はこれまで武力行使の事例としてホルムズ海峡での機雷除去を例外的にあげていましたが、他国領域での武力行使を認めたことで、海外での武力行使が際限なく広がる可能性を示しました。

P K 法改定 首相 I S A F 型参加否定せず

憲法解釈を変更して参加したドイツ軍は 35 人が犠牲に

日本共産党の志位委員長は前日に続いてこの日も論戦に臨みました。はじめに P K 法改定案のポイントとして、国連が統括しない活動への参加を新設、「安全確保業務」「駆け付け警護」を追加、武器使用基準の拡大を示して、アフガニスタンに展開した国際治安支援部隊（I S A F）のような活動に自衛隊を参加させ、治安維持活動などに取り組みことが可能になると指摘。安倍首相は「掃討作戦をするような活動は出来ない」と述べるだけで参加を否定しませんでした。「参加を否定しないのは極めて重大だ」として志位氏は、軍の活動を「自国の防衛のみ」としていた基本

法（憲法）の解釈を変えてI S A Fにも参加したドイツの経験を具体的にあげました。ドイツ軍は当初検問警備などの治安維持や復興支援に関わるものの、地上での「戦闘状態」に陥り、武器の使用基準を自衛だけでなく任務遂行にも拡大した結果、35人の兵士が自爆テロや銃撃で犠牲になっていることをあげて「安倍政権がいま進めていることを先取りしている」と迫りました。

米国の戦争に「ノー」と言えない政府 集団的自衛権問題の核心

また志位氏は、第2次世界大戦後に米国が起こしてきた多くの戦争と、日本政府がとってきた態度を丹念に事実を突きつけ、日本が集団的自衛権行使に踏み出す危険性を浮き彫りにしました。集団的自衛権行使の最大の問題について志位氏は、武力行使の判断が「時の政権の裁量に任せられ、無限定に広がることだ」と指摘。米国が世界各地で繰り返してきた武力行使に対する日本政府の態度を追求。「日本政府は戦後ただの一度も米国の戦争を国際法違反と批判したことはない。すべて賛成・支持・理解だ。こんな異常な米国への無条件追従の国は他にない」と批判し、「こんな政府がどうして『自主的判断』ができるか。言われるままに集団的自衛権を発動することになるのは明瞭だ」と強調しました。

その後の記者会見で志位氏は、「集団的自衛権問題は米国の戦争に日本政府がどうゆう姿勢をとってきたかが本質です。『ノー』といえない政府が集団的自衛権を手にする事の危険こそが問題の核心です」と語っています。

弾薬の提供は、「ガイドラインの見直しの協議の中で米側から期待が示されたから」

維新の党の小沢鋭仁議員が、武力行使一体化論の立場から、「後方支援活動の中で弾薬の提供ができるように、今回の法案はしました。これまでの特措法の中ではやっておりません。弾薬の提供というのは兵站であって国際的な観点からは武力行使です。武力行使一体化論です。違いますが」と質問しますと、安倍首相は「日米防衛協力が進展し、ガイドラインの見直しに係る日米間の協議が進められる中で、米側から弾薬の提供を含む自衛隊による幅広い後方支援への期待が示されたところであり、こうしたニーズを踏まえて重要影響事態法及び国際平和支援法において武器の提供は除外するが弾薬の提供は除外しないとしましたものとございます」と答弁。

国民保護法は政府としての判断で適用する

また小沢氏は、武力攻撃事態においては国民保護法とセットになっているが、国民生活に死活的提供の出る「存立危機事態」でも当然国民保護法の話を考えるべきではなかったのか、今回なぜしないのかと質問。中谷防衛大臣は、「存立危機事態であると同時に、まさに我が国に対する武力攻撃が予測あるいは切迫している事態にほかならず、この場合は、あわせて武力攻撃予測事態または武力攻撃事態と認定して国民保護法に基づく措置を実施することになります。したがって、国民保護法については存立危機事態の認定を新たな要件として定める必要はなく、武力攻撃事態等の認定について政府としての判断を行い、国民保護法を適用することによって十分に対応できると考えた」と答弁。政府の裁量で適用が行われることが浮き彫りになりました。

国民保護法は、有事の際の国民の協力や自治体の役割などを定めているもので、医療関係者などへの「公用令書」による「徴用」まがいの処置を可能としているもので、集団的自衛権行使容認によって引き起こされる戦争との関係はどうなるのかと関係者の間では問題になっていたものです。それを簡単に政府の判断で適用するといえるのですから重大です。

（憲法会議 田中章史）

「与党側 6月3日、5日にも特別委員会を」の報道

政党、議員への要請、草の根での宣伝、署名、対話の促進、強化が望まれます。



# 安保法制反対 さいたま集結

集団的自衛権の行使を容認した閣議決定や安保法制に反対する市民ら、31日午後、さいたま市浦和区の吉和公園で集結した。市民ら約二千人と並列して参加し、「自衛隊を憲法に添わせるな」「憲法五条を回復させるな」などと叫び上げた。埼玉県内の平和団体や労働組合など八十五団体でつくる実行委員会が主催。埼玉弁護士会元会長の小出重雄さんが主催者を代表して、自衛隊が外国で戦う



1000人を超え、アエ行進する人々。31日午後、東京都浦和区吉和公園で

きるようになり、賛同あつてなきものになる。法の破壊を打ち破るには国民の行動しかない。と強調。タスとつとつ階層に上がった元自衛官の荒瀬和夫は「立憲的思想を垂れ流す。目的にある憲法に立ち向かおう」と呼び出した。

集会に続き、参加者たちは



アエ行進する人々。31日午後、さいたま市浦和区吉和公園で

## ノーの行進

### さよなら原発 上野公園で集会

九州電力の原発（熊野川町）や関西電力の原発（福井県）の再稼働反対を訴える市民連会「さよなら原発1.1.1.1.1」が三十一日、東京都台東区の上野公園で開いた。

主催団体によると、約千五百人が

参加。集会後は会場周辺でアエ行進を行い、原発を止めようという声援を叫びながら進んだ。

主催団体の呼びかけ人の一人、作家の高橋まさはは集会で、三十一日夜に発生した小倉原発の原子炉冷却水の漏れに言及、「地震による被害が原子炉で起きたらどうなるか、私たちは（東京電力福島第一原発事故で）体験済みではないか。もう一度、力を合わせて思いっきりと叫び出そう」と呼びかけた。